



相続人は、  
世界の  
子どもたちです。





## 子どもたちへ つないでいく

この冊子を手にとってください、  
ありがとうございます。

世界では、今この時にも  
飢餓や予防できる病で命をおとす  
子どもたちがいます。  
紛争で子どもらしい日々を奪われている  
子どもたちがいます。

今から75年あまり前、  
戦争で被災した子どもたちを支援するために  
ユニセフは生まれました。  
まだ焼け跡ののこる街で、子どもたちはお腹をすかせ、  
人びとは日々を生きることで精いっぱいでした。

「まずは子どもたちから」  
というたくさんの思いにささえられ、  
世界中の子どもたちの支援をつづけてきました。  
日本へも脱脂粉乳などの支援物資がおくられました。

すべての子どもたちが  
健やかに育ち、未来への希望をもって、  
今日も、明日もそのさきも、生きていくことができますように。

そんな想いを、手を取りあって  
子どもたちへつないでいきませんか。

# 1949~1964

## 戦後の「日本」に届いた 世界の想い

### ユニセフによる 日本の子どもたちへの支援

「世界の飢えた子どもたちに1日1杯のミルクを」

これは、1946年(12月)にユニセフが創設されたときに掲げたスローガンです。この想いによって救われた世界中の子どもたちのなかに、日本の子どもたちもいました。



©日本ユニセフ協会

#### 脱脂粉乳(ユニセフミルク)と学校給食

1949年10月、ユニセフから送られた脱脂粉乳600トンが横浜港に到着しました。「ユニセフミルク」と呼ばれたこの脱脂粉乳は、12県、2万8000人に届けられ、さらに同年12月には33県3万8000人に配給されました。物価が高騰し、物資も栄養も足りない時代、当時は家庭に脱脂粉乳を配給しても、闇市などで売られてしまうことがありました。そこで確実に子どもに栄養を届けるため、ユニセフは「児童向けの給食」というかたちをとることにしたのです。



©日本ユニセフ協会

配給にあたり、ユニセフは子どもたちの身長や体重を測定し記録をとるよう日本政府に依頼しました。これは、栄養と子どもの発育の相関関係を目に見えるかたちで示すためでした。実際に、子どもたちの成長の記録を比べると、ユニセフミルクの配給を受けた学校の子どもの方が、受けなかった学校の子どもたちよりも発育状況がよいことがわかりました。ユニセフミルクは、日本の学校給食の発展と、戦後の子どもたちの栄養改善に大きく貢献したのです。



©日本ユニセフ協会

#### 脱脂粉乳とともに

脱脂粉乳の配給とともに、ユニセフは乳幼児の栄養や衛生について学ぶための母親学級を開きました。そして、母親たちを通じて、母子保健の知識が各地域へと広まっていきました。また脱脂粉乳のほかにも、たとえば原綿は国内でメリヤス下着などに加工し、生活保護を受けていた子どもたちへ配布されました。1959年の伊勢湾台風のときには、被災した母子へ毛布が届けられました。日本の子どもたちへのユニセフの支援は、(第一回)東京オリンピックが開催された1964年まで続けられ、当時の金額で65億円に上りました。ユニセフの支援は、日本の戦後復興の礎の一つとなっていたのです。

#### 21世紀に入ってから

その後、高度経済成長を遂げた日本は、ユニセフを通じて世界の子どもたちを支援する国になりました。しかし2011年3月、東日本大震災によって未曾有の被害に見舞われ、約50年ぶりにユニセフの緊急支援を受けました。日本ユニセフ協会が支援の主体となり、海外の現場で働いているユニセフ日本人職員も駆けつけ、被災地のユニセフ県協会とも力を合わせながら、物資の調達や配布、学校の再開や心のケアの提供などを行いました。その経験は世界における緊急支援事業にいかされています。

写真

P3上…宮崎市国富小学校

P3下…荷船から倉庫へと運ばれる脱脂粉乳

P4上…1950年10月23日 宮城県仙台市ごじょう国民保育所での身体検査

P4下…歌を聴きながら午前のおやつ(脱脂粉乳)を飲む、小児結核療養所の子どもたち(東京都清瀬)



©日本ユニセフ協会

# …2020～

## いまも、世界のどこかで…



### トゥハフェニクンの物語

トゥハフェニくん(生後18か月)は、重度の急性栄養不良のため衰弱し身体がとても小さく見えます。

トゥハフェニくんが保健センターに連れてこられたのは、2週間ほど前のことでした。危険な状態だったため、到着するとすぐに重篤な患者のための病室に入れられました。トゥハフェニくんの家の近くの診療所では治療が受けられず、祖母のイネスさんは50キロ以上の道のりを移動してきたのです。こうした長旅は、アンゴラではめずらしいことではありません。また、アンゴラの多くの地域では、くり返される干ばつと洪水の影響で深刻な食糧不足となり、栄養不良の子どもの数は増えています。

重度の急性栄養不良の子どもの治療するには、高度な医療技術が必要です。こうした子どもは、わずかな脂肪や筋肉などの蓄えをめいっぱい使って、小さな心臓をなんとか動かして続けています。そのため、手遅れになれば命を落とすこともあり、治療を急ぎすぎると身体はショック状態に陥ってしまいます。トゥハフェニくんは今、治療用ミルクを飲んでます。体重が増え改善がみられれば、栄養価の高い、ピーナッツベースのペースト(ブランピーナッツ)に移行する予定です。ユニセフのブランピーナッツはそのまま食べることができ、子どもにも母親にも好評です。ユニセフは、重度の急性栄養不良の子どもたちが手遅れになる前に、保健センターで迅速かつ確実な治療を受けられるよう、地域での活動を強化しながら支援を続けています。



©UNICEF/UN 023955/Clark

そして、これからも…  
すべての子どもたちが  
希望をもって生きていけるよう  
ユニセフは 支援していきます

### マデリンさんの物語

マデリンさん(12歳)はシリアのハマーから戦禍を逃れ、家族と一緒にヨルダンへ避難してきました。避難の道のりは、車と徒歩で5日間かかったといえます。小学校に入学する年齢になっても2年間は、戦争のせいで学校に行くことができませんでした。ヨルダンでは他の難民とともにテントで生活し、2交代制の学校に通っています。

「学びはひかりよ。学校では毎日、新しいことが学べて、自分が成長しているのを実感できるの。きっと、いい未来が待っているって、信じられるようになったの」とマデリンさんは語ります。学校はマデリンさんが住んでいるところから離れているため、バスなどの交通手段が必要になります。しかし、スクールの運行は資金不足のため一時期中断されたこともありました。母親のフィダーさんによれば、マデリンさんは学校に行けないのがかなくて、3日間ずっと泣いていたそうです。マデリンさんの将来の夢は、医師になりシリアでクリニックを開くこと。マデリンさんは、「学校に通いつづければ、女の子でも将来、なりたいたいものになれるチャンスをつかむことができるの」と話します。

「明日、どんなことが起きるかなんてわからない。来週だって、来年だって」と話す母親のフィダーさんは、だからこそ子どもが夢をかなえられることを心から願い、そのためには教育を受け続けることが大切だといいます。約1カ月中断したバスの運行は、寄付を受けて再開することができました。ユニセフは、学校に行けない子どもたちに学習の機会を提供し、継続して学ぶことができるよう、生活環境も含めた様々な支援を行っています。



©UNICEF/UN 0239882/Harwing

# ユニセフの主な活動

ユニセフは世界の子どもの命と健やかな成長を支えるために、「子どもの生存と成長」「教育」「子どもの保護」「水と衛生」「公平な機会」の5つの分野において、各国政府や他の国連機関、NGOなどのパートナーと協力しながら子どもたちへの支援を行っています。

## 子どもの生存と成長

### 5歳未満児の死亡数を削減するために

感染症や予防可能な病気から子どもたちの命を守るため、予防接種は不可欠です。ユニセフは、世界で最も多くのワクチンを子どもたちに届け、予防接種の普及を行っています。また、妊産婦や新生児ケアとして、地域の病院や保健施設、保健員を通じて栄養に関する知識を広め、母乳育児を推進しています。



©UNICEF/UN061430/Djongh



©UNICEF/UN166325/Noorani

## 教育

### すべての子どもたちが教育を受けるために

教育は、子どもたちが貧困から抜け出し、自分自身で未来を切り開いていく力となります。校舎の建設だけでなく、教員研修の実施や、保護者や地域住民に向けて教育の大切さを理解してもらうための啓発も進めています。また、女の子、障がいのある子ども、少数民族や難民・避難民の子どもなど弱い立場の子どもたちに重点を置いた支援を展開しています。

## 子どもの保護

### 暴力、搾取、虐待から子どもたちを守るために

移民・難民の子どもたちに、家族との再会支援、学校教育の継続、心理社会的ケア、保健医療サービスの提供などの支援を行っています。また、家庭、学校、路上などいたるところで起きている子どもへの暴力を予防するため、司法や法の執行プログラムの強化、ソーシャルワーカー・教員への支援、暴力の影響を受けている子どもたちが必要とするサービスの拡充などを行っています。



©UNICEF/UN014958/Enay

## ユニセフが活動する国と地域

## 公平な機会

### 子どもたちが公平な機会を持つために

すべての子どもには、性別や障がいによる差別を受けることなく、生存・成長し、自身の能力を十分に発揮する公平な機会を持つ権利があります。ユニセフはデータ収集・分析をもとに子どもたちの状況を明らかにし、各国政府へ適切な法律や公共政策、予算分配が運用されるよう働きかけています。また、貧困や格差が子どもたちに与える影響について分析し、先進国への提言も継続して行っています。



©UNICEF/UN178927/Ramos



©UNICEF/UN194606/Quarman

## 水と衛生

### 子どもたちに安全な水やトイレを届ける

子どもたちとその家族のため、安全な飲み水を確保すること、トイレの設置を促進し屋外排泄をゼロにすること、手洗いなどの衛生習慣を広めることの3つを柱に支援を行い、感染症や病気の予防につなげています。また、井戸の設置だけでなく、住民自身により井戸の管理や修理を行えるよう、住民への研修も行っています。

ユニセフだからできること

### 最も支援の届きにくい子どもへ

子どもを支援する最大の組織として約190の国と地域で活動しています

### データや経験の蓄積

ユニセフが数十年にわたって蓄積してきたデータや経験は、政策決定や研究に活かされています

### 子どもの専門機関

命、健康、教育、社会参加など子どもの全ての課題に取り組んでいます

### 世界最大のワクチン(予防接種)供給

予防接種事業は、ユニセフの活動の中で最も成果をあげてきた活動のひとつです

# 「ユニセフ遺産寄付プログラム」について

ユニセフでは、人生の最期をむかえるときや、大切な家族とのお別れのときに、世界の子どもの力になりたいと考えてくださる方々に向けて、「ユニセフ遺産寄付プログラム」をご用意しています。皆さまからの遺産寄付は、1999年のプログラム開始以来、ユニセフの活動を支える大きな原動力となっています。皆さまの思いが、子どもたちの笑顔と未来につながっています。

## ご自身の遺産を 寄付されたい方へ

### 「遺贈」について …… P10

遺言により、ご自身で築いた財産を特定の人や団体に贈ったり、寄付することを「遺贈」といいます。「遺贈」という方法で、世界の子どもたちを支援することができます。



## 故人の財産を 寄付されたい方へ

### 「相続財産」のご寄付について… P17

故人から相続した財産を、世界の子どもたちのために役立てることができます。



# ご自身の遺産を 寄付したい ～「遺贈」について～

## 「遺贈」とは

遺言書をつくり、遺産を特定の人や団体に贈ったり、寄付することを「遺贈」といいます。「ユニセフへの遺贈」という方法により、生涯で築かれた財産を世界の子どもたちの未来のために役立てることができます。遺贈のご意思は、遺言書をのこすことではじめて実現することができます。

## 遺言書の作成・保管

生前	1	<b>遺贈をご検討いただく中でのご相談</b> 将来のご寄付をご検討いただくうえで、何かご相談がございましたらいつでも日本ユニセフ協会レガシー相談室までご連絡ください。専任のスタッフが対応させていただきます。
	2	<b>遺言執行者を決定し、遺言書をご作成いただく</b> 遺贈をお決めいただきましたら、遺言執行者を指定します。専門家等とご相談のうえ、法的に有効な遺言書をご作成ください。(P11参照)
	3	<b>遺言書保管中のご連絡</b> ご要望により、日本ユニセフ協会発行のニュースレター(年4回発行)など支援活動に関する最新情報を送付させていただきます。遺言書の書き換えや、転居など登録情報に変更が生じましたら、レガシー相談室までご連絡ください。
逝去後	4	<b>遺言執行者へのご逝去のお知らせ</b> 通知人の方より遺言執行者へご逝去のお知らせをいただきます。(P16参照)通知人より遺言執行者へご逝去のお知らせが届かないと、遺言の執行が開始されません。
	5	<b>遺言書の開示</b> 遺言執行者より日本ユニセフ協会へ、遺言執行者に就任した通知とともに遺言書の写しが送られます。
	6	<b>遺言執行と財産の引き渡し</b> ご遺言に基づき、ご寄付いただく財産をお引渡しいたします。

お預かりしたご寄付は、世界の子どもたちのために役立てられます。

\* (公財)日本ユニセフ協会への遺贈、及び相続財産のご寄付(現金)には、相続税がかかりません。

# 遺言書ってどんなもの？

遺言が法的な効力を持つためには、民法で定められた遺言の方式により作成されている必要があります。  
その遺言の方式のうち、一般的に使われる方式は「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類です。

## 公正証書遺言

作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公証役場で証人2人以上立会いのもと、遺言内容を公証人に口述筆記させる。</li> <li>・公証人は筆記した内容を遺言者・証人に読み聞かせ、最後に遺言者・証人がそれぞれ署名・押印する。</li> <li>・公証役場へ出向くことができない場合には、公証人が出張してくれる。</li> </ul>
遺言書の保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公証役場が原本を保管。</li> <li>・遺言者と遺言執行者等が正本、謄本を保管する。</li> </ul>
遺言の執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭裁判所の「検認」(*1)を受けずに、速やかに執行できる。</li> </ul>
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公証役場が原本を保管するため、紛失、隠匿、変造のおそれがない。</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正証書作成費用がかかる。(*2)</li> <li>・証人が必要。(*3)</li> </ul>

- \*1 P13 \*3をご参照ください。
- \*2 公正証書遺言の作成手数料は遺言の内容により異なります。右の表をご参照ください。
- \*3 証人には、遺言執行者に指定した専門家の事務所スタッフがなることが多いようです。公証役場によっては、一定の費用を支払って証人を紹介してもらえる場合もあります。証人は遺言書の内容を知ることになりますので、遺言内容との関わりなどから慎重にお決めいただくことをお勧めします。

目的の価額	手数料
～100万円	5,000円
～200万円	7,000円
～500万円	11,000円
～1,000万円	17,000円
～3,000万円	23,000円
～5,000万円	29,000円
～1億円	43,000円

※手数料令による(2020年10月現在)

## 公正証書遺言の記載例

令和○年第○号

### 遺言公正証書

本公証人は、遺言者○○○○の囑託により、証人○○○○、及び証人○○○○の立会いの下に、遺言者の口述した遺言を次のとおり筆記して、この証書を作成する。

**本旨**

遺言者○○○○は、次のとおり遺言する。

第一条 遺言者は、その有する下記財産につき、遺言執行者において全てを換価し、換価金の中から諸経費、相続債務を支払い、遺言執行の費用及び報酬を控除した残金の中から、下記のとおり相続させ又は遺贈する。

**記**

(財産)

(1) 預貯金  
 ①株式会社○○銀行○○支店に預託中の預金  
 ②株式会社○○信託銀行○○支店に預託中の預金

(2) 不動産

～中略～

(相続人及び受遺者、相続させ又は遺贈する分)

(1) 相続人・○○○○(昭和○年○月○日生、遺言者の弟)  
 上記換価金残金のうち、金○○万円

(2) 受遺者・公益財団法人日本ユニセフ協会(所在地:東京都港区高輪4-6-12ユニセフハウス)  
 (1)により相続させた換価金残金全部

(遺言執行者)

第二条 遺言者は、この遺言の執行者として、次の者を指定する。

○○○○(弁護士)  
 昭和○年○月○日生  
 (住所)東京都○○区△△△丁目○番○号  
 (事務所)東京都○○区△△△丁目○番○号

**本旨外要件**

住所 東京都○○区△△△丁目○番○号  
 職業 無職  
 遺言者 ○○○○  
 昭和○年○月○日生

上記は印鑑登録証明書の提出により人違いでないことを証明させた。

住所 東京都○○区△△△丁目○番○号  
 職業 弁護士  
 証人 ○○○○  
 昭和○年○月○日生

～略～

上記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自その筆記の正確なことを承認し、次に署名押印する。

遺言者 ○○○○ 印  
 証人 ○○○○ 印  
 証人 ○○○○ 印

この証書は民法第969条第1号ないし第4号の方式にしたがい作成し、同条第5号に基づき下記に署名押印するものである。

令和●年●月●日  
 東京都○○区△△△丁目○番○号において  
 ○○法務局所属

公証人 ○○○○ 印

遺贈先は「公益財団法人日本ユニセフ協会」とご記載ください。

遺言執行者をご指定ください。

# 自筆証書遺言

	保管制度利用なし	保管制度利用あり(*1)
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言者本人が、遺言書の日付及び氏名を含め、本文を手書きする必要がある。</li> <li>財産目録を添付する場合、手書きの代わりにパソコンで作成することも可能。また、通帳のコピーや不動産の登記事項証明書を目録として添付することができる。(*2)</li> </ul>	
遺言書の保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管方法は、特に決まっていない。</li> <li>→遺言者本人または遺言執行者が保管することが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務局(遺言保管所)が保管する。</li> <li>→保管の申請や遺言書き換えの際には、必ず本人が法務局へ出向かなければならない。</li> </ul>
遺言の執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭裁判所に提出し、「検認」手続きが必要。(*3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭裁判所での「検認」が不要で、速やかに執行できる。</li> </ul>
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言書の作成に費用がかからない。</li> <li>書き換えが簡単にできる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務局が遺言を保管するため遺言書の紛失、隠匿、変造のおそれがない。</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言書に不備や紛失、変造のおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務局への保管申請や遺言の書き換えには費用がかかる。(*4)</li> </ul>

- \*1 2020年7月10日より、自筆証書遺言を法務局で保管できる制度が開始されました。この制度は、定められた様式(A4サイズ用紙を使用し、規定以上余白をとるなど)に従って作成し、遺言書を遺言者本人(代理人不可)が直接法務局へ出向いて申請することで利用できます。詳しくは、法務省のホームページをご参照ください。
- \*2 手書きでない財産目録を遺言書に添付される際には、別紙にて用意し、1枚ごと(両面に記載があるものについては各面)に署名・押印をします。財産目録の添付方法について特別な定めはありませんが、遺言書の一体性を明らかにする必要があります。なお、手書きでない財産目録を利用できるのは、2019年1月13日以降に作成された遺言書に限られます。
- \*3 遺言書の検認とは、遺言書の偽造・変造を防止するため、家庭裁判所が遺言書の状態などを確認する手続きです。検認には数千円の費用と一定の時間がかかります。
- \*4 自筆証書遺言の保管申請には、一件につき3,900円の費用がかかります(2020年10月時点)。申請の撤回は無料ですが、再申請する場合には再度費用が発生します。詳しくは、法務省のホームページをご参照ください。

## 自筆証書遺言の記載例

**遺言書**

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第一条 遺言者は、その有する下記の財産につき、遺言執行者において全てを換価し、換価金の中から諸経費、相続債務を支払い、遺言執行の費用及び報酬を控除した残金の中から、下記のとおり相続させ又は遺贈する。

**記**

〔財産〕

(1) 預貯金

①株式会社〇〇銀行〇〇支店に預託中の預金

②株式会社〇〇信託銀行〇〇支店に預託中の預金

(2) 不動産

**略**

〔相続人及び受遺者、相続させ又は遺贈する分〕

(1) 相続人・〇〇〇〇(昭和〇年〇月〇日生、遺言者の弟)  
上記換価金残金のうち、金〇〇万円

(2) 受遺者・公益財団法人日本ユニセフ協会(所在地:東京都港区高輪4-6-12ユニセフハウス)  
(1)により相続させた換価金残金全部

(遺言執行者)

第二条 遺言者は、この遺言の執行者として、次の者を指定する。

〇〇〇〇(弁護士)

昭和〇年〇月〇日生

(住所)東京都〇〇区△△〇丁目〇番〇号

(事務所)東京都〇〇区△△〇丁目〇番〇号

住所 東京都〇〇区△△〇丁目〇番〇号

遺言者 〇〇〇〇 印

令和●年●月●日

財産目録は手書きでなくてもよく、通帳のコピーや登記簿謄本の写しを別紙として添付することができます。前ページ\*2参照。

必ず日付及び氏名を記載し、押印してください。

## 生命保険金からのご寄付について

日本ユニセフ協会では、保険金からのご寄付もお受けしています。ただし、生命保険の受取人に相続人以外の第三者を指定できるかは保険会社によって異なるため、ご加入の保険会社に直接お問い合わせください。





# ご遺言を作成いただく際のポイント

法的に有効な遺言書をご作成ください。

1

専門家とご相談のうえ、法的に有効な遺言書をご作成ください。特に自筆証書遺言の場合、法的な不備により遺言が執行できない可能性もございます。そのため、事前に内容を専門家にご確認いただくことをお勧めします。

遺言執行者をご指定ください。

遺言執行者とは、中立的な立場で遺言書の内容を具体的に実現する方を指します。遺言執行者には、弁護士、司法書士、行政書士、銀行・信託銀行などの専門家をご指定いただくことをお勧めしています。なお、信頼できる専門家を探すことが難しい場合には、レガシー相談室までお問い合わせください。

遺贈先を「公益財団法人日本ユニセフ協会」とご記載ください。

3

日本ユニセフ協会は、ユニセフ（国際連合児童基金：本部はアメリカ・ニューヨーク）との協定に基づいた、日本におけるユニセフ支援の公式機関であり、民間から寄せられるユニセフ募金の受付窓口として活動しています。ユニセフへの遺贈をお決めいただいた場合は、遺贈先を「ユニセフ」ではなく「公益財団法人日本ユニセフ協会」とご記載ください。これにより、税金の控除や不動産登記の移転など、国内の事務手続きを円滑に進め、確実にご寄付を世界の子どもたちに届けることができます。

「遺留分」とは、遺言書の内容にかかわらず配偶者、子、親などが財産の一定割合を受け取れることを認めた法律上の権利を指します。

遺留分も含めてすべての財産をユニセフに遺贈する内容の遺言書をご作成いただくことも可能ですが、遺留分を侵害された相続人は遺留分侵害額請求権を行使して侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができます。

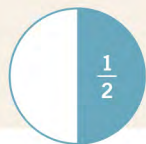
そのため、遺留分を超えたユニセフへの遺贈をお考えの場合には、専門家に事前に相談するなど慎重にご検討ください。

遺留分にご注意ください。

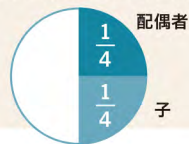
4

「遺留分の具体例」相続人の続柄によって割合が変わります

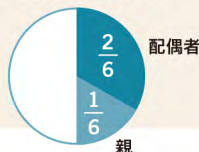
パターン1  
配偶者又は子のみ  
全財産の $\frac{1}{2}$



パターン2  
配偶者及び子  
全財産の $\frac{1}{2}$ を、配偶者と子が均等に取得（配偶者 $\frac{1}{4}$ 、子 $\frac{1}{4}$ ）



パターン3  
配偶者と親  
全財産の $\frac{1}{2}$ を、配偶者と親で2:1の割合で取得（配偶者 $\frac{2}{6}$ 、親 $\frac{1}{6}$ ）



パターン4  
親のみ  
全財産の $\frac{1}{3}$



# 遺贈に関する

# Q & A

遺贈をお考えくださる方から、よく寄せられるご質問の一部をご紹介します。

Q 私の死後、遺贈について日本ユニセフ協会に連絡がいくつか不安です。どうすれば確実に連絡がいくでしょうか？

A 遺贈に関する連絡の多くは、遺言執行者からいただいています。遺言執行者をご逝去の事実を知ることができなければ、遺贈のご意思は実現できません。そのため、遺言書で遺言執行者を指定するとともに、ご親族・ご友人などに遺言執行者への逝去の連絡を依頼するなど「通知人」を定めておきましょう。

Q 公正証書遺言を作成したいが、公証役場まで出向くことができません。

A お身体が不自由で外出することが困難であるなど、何等かの理由により公証役場まで出向くことができない場合は、公証人に出張してもらい自宅や病院などで公正証書遺言を作成することもできます。その場合は証書手数料が割増しとなるほか、公証人の旅費（実費）や日当を別途支払う必要があります。なお、自筆証書遺言の法務局保管制度を利用される場合には、必ず本人が法務局に出向いて申請する必要があります。代理人による手続きは認められていません。

Q 自筆証書遺言により遺産を寄付することはできますか？

A 自筆証書遺言により遺産をご寄付いただくこともできます。一般に、自筆証書遺言は公正証書遺言に比べて遺言書の紛失、隠匿、変造や法的に不備が生じるおそれが高いといわれています。そのようなリスクを避けるため、自筆証書遺言を作成される場合は、内容を事前に専門家に確認いただいたうえ、法務局の保管制度を利用することをお勧めいたします。

Q 不動産（土地、建物など）や有価証券など、現金以外でも遺贈することはできますか？

A 不動産など現金以外のご寄付も受け付けています。現金以外のご寄付は、世界の子どもたちの支援に役立てるため、日本ユニセフ協会が現金化（換価処分）することが前提となります。そのため、山林、田畑、未公開株式等、換価が困難なものはお受けできない可能性がございます。現金以外のご寄付をご検討の際は、レガシー相談室までお問い合わせください。

現金以外でご寄付いただいた場合の「みなし譲渡所得税」

日本ユニセフ協会に現金以外の財産をご寄付いただいた場合、被相続人（遺言者）が亡くなった時点で当該財産を時価で譲渡したものとみなされ、この際に譲渡所得があるときは、被相続人に「みなし譲渡所得税」がかかります。（※遺言の内容により異なりますが、申告義務者は相続人または日本ユニセフ協会になります。）（譲渡所得）＝（時価）－（取得価格）により算出しますが、取得価格が不明な場合は時価の一定額を取得価格とみなして譲渡所得を算出します。

# 故人の遺産を寄付

## したい ～「相続財産」のご寄付について～

近年、故人から相続された財産の一部を、ユニセフにご寄付いただく方が増えています。ご寄付いただくことで、世界の子どもたちに対して故人が抱いていた生前の想いを実現し、ご家族で共有していただくことができます。

### 当協会にご寄付いただいた相続財産（現金）には、相続税が課税されません。

当協会は租税特別措置法施行令第40条の3第1項第3号に記される公益財団法人であり、当協会にご寄付いただいた財産には、相続税が課税されません。非課税の扱いを受けるには、相続税の申告期限内（被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内）にご寄付いただき、相続税の申告の時に、当協会が発行する「領収書」と「公益法人証明書（非課税証明書）」を添付する必要があります。ご希望される方はレガシー相談室までご連絡ください。

#### 相続税の計算に関する基礎知識

相続税は基礎控除額を超える額を相続した場合に課税されます。基礎控除の計算式は下記の通りです。

$$3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}) = \text{相続税の基礎控除額}$$

例えば… 法定相続人が配偶者と子ども2人の場合

$$3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 4,800 \text{ 万円}$$
 が基礎控除額となります。

\*詳細は税務署や税の専門家にご確認ください。



#### 感謝状を

##### お贈りいたします。

ご寄付をいただいた場合、ご希望により、ユニセフ事務局長と日本ユニセフ協会会長の連名で「感謝状」をお贈りさせていただきます。\*ご希望により、故人様のお名前やご連絡先をご用意していただくこともできます。

#### 紺綬褒章について

日本ユニセフ協会は内閣府より、公益のために私財を寄付された方に授与される「紺綬褒章」の公益団体認定を受けているため、500万円を超えるご寄付をいただいた場合には、紺綬褒章授与申請の対象となります。遺言によるご寄付（遺贈）等、褒章条例により表彰されるべき方が亡くなっている場合は、相続人代表者の方に木杯又は褒状が授与されます（遺族追賞）。

## 一般的な相続手続きとご寄付の流れ

相続開始から

0日

#### ご逝去

ご逝去とともに、相続が開始します。

7日以内

#### 死亡届の提出

3ヶ月以内

#### 相続の放棄・限定承認（相続人の確定）

相続人が相続放棄または限定承認をする場合は、3ヶ月以内に家庭裁判所に申述します。

4ヶ月以内

#### 準確定申告

故人が一定の収入要件を満たしている場合、亡くなった年の1月1日から死亡した日までの所得について相続人が故人に代わって確定申告をします。

10ヶ月以内

#### 遺産分割

不動産の所有権移転登記や預貯金・動産等の名義変更などの諸手続き、遺産分割協議などを行います。

#### 相続税の申告・納付

10ヶ月以内にユニセフに相続財産をご寄付いただき、当協会が発行する領収書と公益法人証明書を添付して相続税の申告をしていただきますと、ご寄付いただいた財産に相続税が課税されません。

### 「お香典」・「御花料」からのご寄付について

日本ユニセフ協会では「お香典」からのご寄付も承っています。お香典や御花料のお返しに代えてご寄付いただいた場合、ご遺族様から会葬者の方々にお送りいただくための「お礼状」をご用意しています。詳しくはレガシー相談室までお問い合わせください。



# 遺贈のご意思を お知らせください。

ご回答はご任意です。

ユニセフに遺産をご寄付いただくことは、  
支援を待つ世界の子どもたちの将来に、大きな希望をもたらします。  
事前に、遺贈のご意思やお考えをお知らせいただければ、  
ユニセフの長期的な支援計画のために大変有効です。  
このパンフレットをご覧になり、ユニセフへの遺産寄付に関心を持たれた方、  
すでに遺産寄付を決められている方は、  
日本ユニセフ協会までお知らせいただければ幸いです。

\*この用紙には、法的な効力はありません。登録内容の変更や取消は、いつでも自由に行っていただけます。  
\*本用紙は日本ユニセフ協会が責任をもって管理し、プライバシーの保護を遵守いたします。

切り取り線

## 遺贈に関する連絡方法について

このページの裏に記入いただき、左のミシン目を切り取りご利用ください。

- 1 左のミシン目を切り取り、質問について、  
お差し支えない範囲でご記入ください。
- 2 折りたんで付属の封筒に入れ、ポストにご投函ください。

### お問い合わせ先

公益財団法人 日本ユニセフ協会 個人事業部 レガシー相談室

住所 〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス

TEL 03-5789-2039 (平日9:00~17:00)

FAX 03-5789-2033

E-mail [legacy@unicef.or.jp](mailto:legacy@unicef.or.jp)

以下の質問にお答えできない範囲でご記入いただき、ポストにご投函ください。

### 1 ユニセフへの遺産のご寄付について

- ゆくゆくは検討したい
- ある程度、具体的に考えている
- すでに遺産の寄付を決めている
- その他( )

### 2 遺産のご寄付について、専門家に

- 相談している
- 相談していない

ご相談先  
 弁護士 / 司法書士 / 銀行・信託銀行 /  
 行政書士 / 公証役場 / その他( )

専門家の住所  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

氏名  
 \_\_\_\_\_

### 3 遺言書を

- すでに作成した
- まだ作成していない

### 7 その他(ご意見、ご質問、差し支えなければお考えいただいている遺贈の内容をご記載ください。)

### 4 遺言書の方式は

- 公正証書遺言
- 自筆証書遺言(保管制度利用あり)
- 自筆証書遺言(保管制度利用なし)
- その他( )

### 5 遺言執行者を

- 指定した
- 指定していない

遺言執行者の住所  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

氏名  
 \_\_\_\_\_

- 左記2と同じ

### 6 遺産のご寄付について、日本ユニセフ協会への相談を

- 希望する
- 希望しない

切り取り線

ふりがな  
 お名前 \_\_\_\_\_ 様

生年月日  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

ご住所 〒 \_\_\_\_\_

TEL (日中ご連絡可能な電話番号)  
 ( ) \_\_\_\_\_

FAX ( ) \_\_\_\_\_

E-Mail \_\_\_\_\_

- ご希望の連絡方法
- 電話  ファックス
  - E-Mail  連絡を希望しない

- ご連絡可能な時間帯  
 月～金曜の…
- 9:00～11:00  11:00～13:00
  - 13:00～15:00  15:00～17:00



## ユニセフ支援者の皆さまへ

世界の子どもたちのため、日頃よりユニセフ(国際連合児童基金)の活動にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

私はこれまで時代が大きく移りゆくさまを見てきましたが、普遍的なものは確かに存在すると信じています。そのひとつが、子どもへの無償の愛だと思えます。

私が幼かった頃は、今と違い女性の権利があまり認められていない時代でした。そんな時代にあって、幸いなことに私の両親は世間の常識にはとらわれず、私のやりたいことは何でも挑戦させてくれました。

大学進学の際に故郷の大阪から上京するときも、自分たちの寂しさを見せずに快く送り出してくれた両親の表情は、今でも忘れることができません。その想いに報いるために必死で勉学に励み、女性に厳しい社会を変えたいとの想いから、「男女雇用機会均等法」の制定にも尽力してきました。

振り返ってみると、今日の私があるのは、子どもの頃から私をひとりの人間として尊重してくれるおとなが近くに来てくれたからこそ感じています。

しかし、残念なことに世界にはそのような環境にはいない子どもたちが多くいます。私は、世界中のすべての子どもたちが子どもらしく過ごすことができ、持っている可能性を十分に伸ばせるよう、これからもユニセフの活動を通じて子どもたちに愛を届けるお手伝いをしたいと思っています。

近年、多くの皆さまからユニセフの活動にご賛同いただき、将来ご自身が遺される財産やご家族から相続された財産を、困難な状況にある子どもたちのために役立ててほしいとお声をいただくようになりました。このパンフレットは、そのような皆さまの温かいお気持ちにお応えしたいと考えて作成いたしました。ご一読いただければ幸いです。

また、当協会には、遺産のご寄付に関する皆さまからのご質問にお答えする「レガシー相談室」も設置しています。専任のスタッフが、パンフレットの内容や遺言によるご寄付(遺贈)の手続きに関して、皆さまのご不明点にお答えいたします。いつでもお問い合わせください。

私は皆さまと力を合わせることで、すべての子どもたちが健やかに成長できる世界を実現できると信じています。どうか今後とも、ユニセフの活動に温かいご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人 日本ユニセフ協会 会長 赤松良子



ユニセフ親善大使の言葉

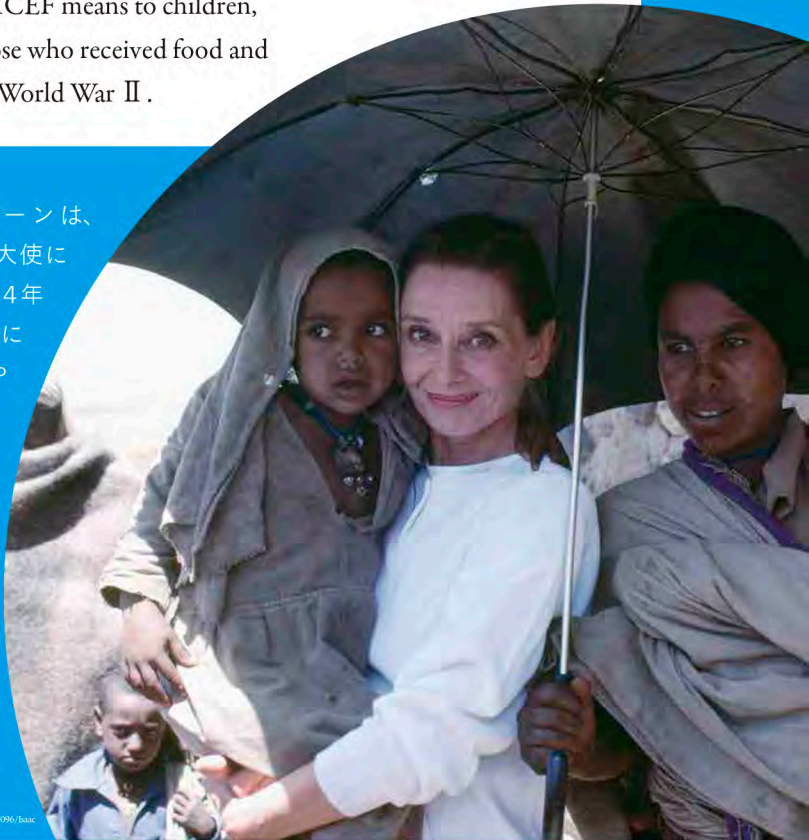
# Audrey Hepburn

オードリー・ヘップバーン

私は、ユニセフが子どもにとってどんな存在なのか、はっきりと証言できます。  
なぜなら、私自身が第二次世界大戦の直後に、  
食べ物や医療の援助を受けた子どもの一人だったのですから。

I can testify to what UNICEF means to children,  
because I was among those who received food and  
medical relief right after World War II.

オードリー・ヘップバーンは、  
1989年にユニセフ親善大使に  
就任し、亡くなるまでの4年  
間、当時最悪の食糧危機に  
陥っていたエチオピアや  
ソマリアをはじめ、世界  
十数カ国をめぐり、子ど  
もたちの声なき声を代  
弁し続けました。



©UNICEF/UNI/0096/Baac

## このパンフレットに関するお問い合わせ

住所 〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス  
TEL 03-5789-2039(平日9:00~17:00) FAX 03-5789-2033 E-mail [legacy@unicef.or.jp](mailto:legacy@unicef.or.jp)  
公益財団法人 日本ユニセフ協会 個人事業部 レガシー相談室 まで

©日本ユニセフ協会 本冊子の記事・写真・図版等の無断転載を禁じます(2020年12月発行)